

2016年4月25日 全6頁

本邦 TLAC 債、ベイルイン条項は不要

【金融庁：TLACに係る枠組み整備の方針】リスク・ウェイトは未定

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2016年4月15日、金融庁は、「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」（本邦 TLAC 方針）を公表している。
- “TLAC” とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。本邦では2019年3月31日から実施される。
- 本邦 TLAC 方針では、いずれも銀行持株会社である本邦の G-SIBs についての望ましい秩序ある破綻処理戦略について述べたうえ、このような破綻処理戦略を実現するための TLAC を勘案した資金構造及び破綻処理の具体例を示している。
- 当然のことながら、本邦 TLAC 方針は、金融安定理事会（FSB）による「TLAC 最終報告」を前提としており、その内容に特段のサプライズはない。
- 強いて気づいた点を挙げるとすれば、内部 TLAC を分配する主要子会社に、海外子会社のみならず、国内に所在する子会社も選定する考えを明らかにしている点である。これにより、本邦 G-SIBs グループ内の預金取扱銀行や証券会社に内部 TLAC が適用される可能性が明確に示されている。
- なお、本邦 TLAC 方針には、TLAC 債のリスク・ウェイトに関する記述はない。TLAC 債への投資を考えている金融機関にとっては、この点が最大の関心事であることから、この不透明感の払拭が市場形成には不可欠となろう。
- そのため、TLAC 保有のダブルギアリングに関するバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の市中協議文書が最終化される2016年中には、TLAC 債のリスク・ウェイトに対する考え方が明らかになるものと思われる。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. SPE アプローチの採用	3
■ 3. SPE アプローチを実現するための資金構造	3
■ 4. TLAC を利用した秩序ある破綻処理の具体例	4
■ 5. おわりに	6

1. はじめに

2016年4月15日、金融庁は、「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」（以下、「本邦 TLAC 方針」）を公表した¹。

“TLAC”とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）²の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。TLACについては金融安定理事会（FSB）が最終的な基準（以下、「TLAC 最終報告」）³を、TLAC 保有のダブルギアリングについてはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が市中協議文書（以下、「TLAC 保有市中協議文書」）⁴を、それぞれ2015年11月に公表している。

TLAC 最終報告は、G-SIBs の秩序ある破綻処理戦略と密接に関連している。そこで、本邦 TLAC 方針では、いずれも銀行持株会社である本邦の G-SIBs についての望ましい秩序ある破綻処理戦略について述べたうえで、このような破綻処理戦略を実現するための TLAC を勘案した資金構造及び破綻処理の具体例を示している⁵。

金融庁は、TLAC 最終報告の実施を2019年3月31日に控え、本邦 TLAC 方針の内容を踏まえて、今後更に検討を進めたうえで、主に「持株1柱告示」⁶の改正を行う予定としている。

本稿では、本邦 TLAC 方針の概要を簡潔に紹介する。

¹ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20160415-3.html>)

² 本稿執筆時点では、日本の3行を含む30行がG-SIBsに認定されている。詳細については、金融安定理事会（FSB）ウェブサイトを参照されたい。

(<http://www.fsb.org/2015/11/fsb-publishes-the-2015-update-of-the-g-sib-list/>)

³ TLAC 最終報告の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「TLAC（G-SIBs の追加規制）の最終報告」（鈴木利光）[2015年11月11日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151111_010305.html)

⁴ TLAC 保有市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「TLAC 保有のダブルギアリング、Tier 2 控除？」（鈴木利光）[2015年11月25日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151125_010358.html)

⁵ 海外のG-SIBsの日本子会社の秩序ある破綻処理については、本邦 TLAC 方針の検討対象としていない。

⁶ 「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）をいう。

2. SPE アプローチの採用

G-SIBs の破綻処理戦略としては、次の二つのアプローチが国際的に検討されている。

【G-SIBs の破綻処理戦略】

- (i). **SPE (Single Point of Entry) アプローチ**： 単一の当局が、金融グループの最上位に位置する持株会社等に対して破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを一体として処理する方法
- (ii). **MPE (Multiple Point of Entry) アプローチ**： 複数の当局が、金融グループの各法人に対してそれぞれ破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを構成する法人を個別に処理する方法

(出所) 本邦 TLAC 方針より大和総研金融調査部制度調査課作成

本邦 TLAC 方針では、本邦 G-SIBs グループの組織構造を踏まえた破綻処理可能性を考慮し、SPE アプローチの採用が望ましいとしている。

3. SPE アプローチを実現するための資金構造

(1) 「外部 TLAC」の調達

「外部 TLAC」とは、バーゼル規制資本及び「その他の適格負債等」⁷の総称をいう。

本邦 TLAC 方針では、「その他の適格負債等」、すなわち TLAC 債に、銀行持株会社である本邦 G-SIBs が発行するシニア債が含まれることを明確にしている。本邦では、破綻処理当局による外部 TLAC の元本削減を行うことを可能とする「法的な枠組み」が存在することから、TLAC 債としてのシニア債には、バーゼル規制資本のうち「その他 Tier 1」及び「Tier 2」に該当する優先株や劣後債とは異なり、「ベイルイン条項」⁸は不要である。

また、本邦 TLAC 方針では、外部 TLAC の所要水準につき、TLAC 最終報告での国際合意⁹からの上乗せは行わないこと、そして預金保険制度の存在を勘案した一定分¹⁰の算入を認めることを明確にしている。

⁷ TLAC 最終報告のタムシート 6 では、“other TLAC-eligible instruments that are not also eligible as regulatory capital” と表記されている。

⁸ 「ベイルイン条項」の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆なるほど金融 バーゼルⅢの初歩 第13回『「ベイルイン」とは?』(鈴木利光) [2014年11月10日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141110_009115.html)

⁹ リスク・アセット (RWA) 比で2019年から16%以上、2022年から18%以上。TLAC ベースのレバレッジ比率、2019年から6%以上、2022年から6.75%以上。

¹⁰ 2019年以降においてはRWA比2.5%相当分、2022年以降においてはRWA比3.5%相当分。

(2) 「内部 TLAC」の分配

「内部 TLAC」とは、銀行持株会社から「主要子会社」への貸付、銀行持株会社による「主要子会社」株式の保有等をいう¹¹。

内部 TLAC の分配は、銀行持株会社が外部 TLAC で調達した資金を、「主要子会社」に回金することで達成される。

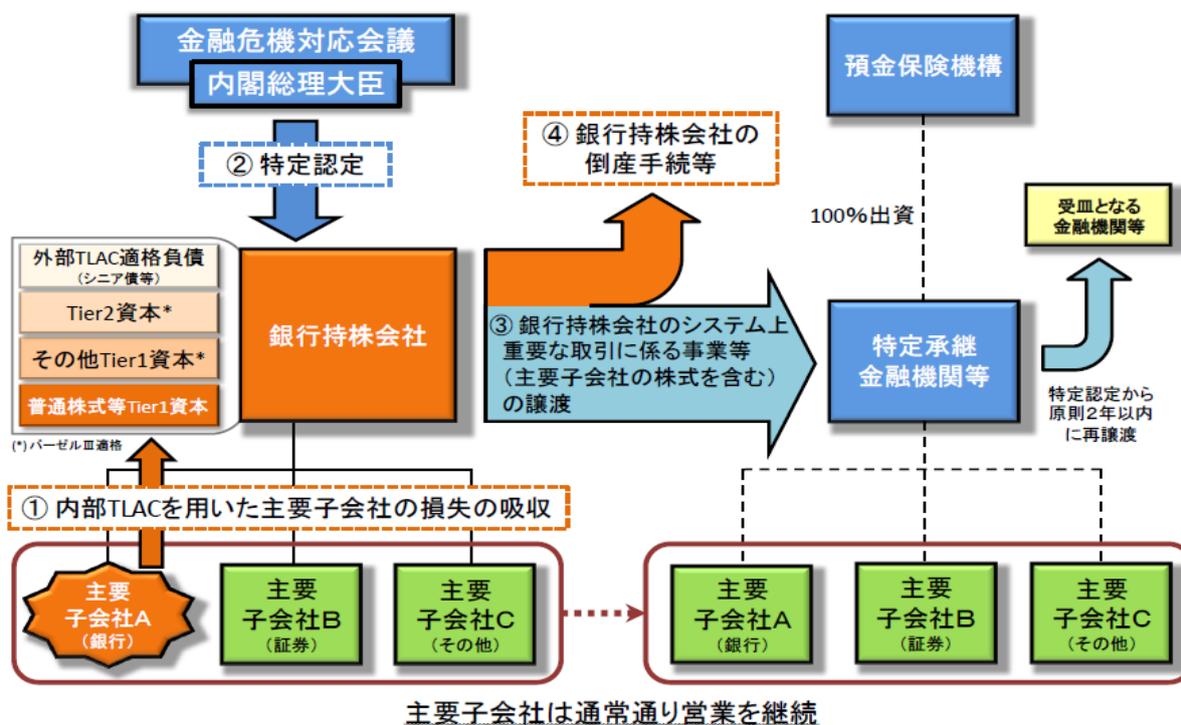
TLAC 最終報告では、「主要子会社」を一定の海外子会社¹²としつつ、管轄当局に対して国内の子会社を主要子会社とする裁量の余地を認めている。

そこで、本邦 TLAC 方針では、海外子会社のみならず、国内に所在する子会社からも主要子会社を選定する考えを明らかにしている¹³。

4. TLAC を利用した秩序ある破綻処理の具体例

本邦 TLAC 方針では、SPE アプローチに基づき銀行持株会社に対して破綻処理権限を行使することを前提として、TLAC を利用した秩序ある破綻処理の具体例を示している（図表 1 参照）。

図表 1 銀行持株会社形態を採る本邦 G-SIBs の秩序ある破綻処理の一例



(出所) 金融庁

¹¹ TLAC 最終報告では、仮に「主要子会社」自身に対して外部 TLAC の調達が求められた場合、そこで最低所要水準として算出された TLAC の 75% から 90% 以上に相当する金額の「内部 TLAC」の維持を、その「主要子会社」自身に求めている。

¹² 例えば、G-SIBs グループ全体の RWA 及び／又はレバレッジ比率のエクスポージャーの 5% 超を有する海外子会社が「主要子会社」に該当するとしている。

¹³ なお、金融庁は、主要子会社の指定告示を新設する予定としている。

以下、図表の①から④のプロセスの概要を簡潔に紹介する。

① 内部 TLAC を用いた主要子会社の損失の吸収

本邦 G-SIBs の秩序ある破綻処理を実行する場合、損失が発生した主要子会社に分配されている内部 TLAC について、当局の関与の下、銀行持株会社が当該主要子会社の損失を吸収することを目的とする措置が講ぜられる。

なお、内部 TLAC を用いた主要子会社の損失吸収メカニズム等については、本邦 TLAC 方針の公表時点では国際的な議論が継続中となっている。

② 特定認定

「特定認定」とは、2013 年の預金保険法改正により導入された、「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定」¹⁴をいい、内閣総理大臣によりなされるものである¹⁵。

特定認定には、債務超過でないことを前提とした「特定第一号措置」の必要性の認定と、債務超過及び支払い停止（以下、「債務超過等」）の（おそれがある）場合の「特定第二号措置」の必要性の認定とがある。特定第二号措置に係る特定認定が行われる場合は、実質的な破綻状態（PON: Point Of Non-viability）であり、バーゼル規制資本のうち「その他 Tier 1」及び「Tier 2」に該当する優先株や劣後債のバイルイン条項が発動する。なお、TLAC 債を含む銀行持株会社の他の負債は、バイルイン条項の対象外である。

図表 1 は、①における主要子会社の損失吸収により、銀行持株会社が実質的な破綻状態（PON）に陥るケース、すなわち特定第二号措置を講ずるケースを想定している。

③ 銀行持株会社のシステム上重要な取引に係る事業等（主要子会社の株式を含む）の譲渡

②により、特定第二号措置に係る特定認定を受けた銀行持株会社は、預金保険機構が設立した特定承継金融機関等に対し、その事業等の譲渡を行う¹⁶。

このとき、TLAC 債に係る債務は、特定承継金融機関等が引き受けることなく、銀行持株会社

¹⁴ 預金保険法 126 条の 2

¹⁵ 2013 年の預金保険法改正の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バイルイン、債務超過等の場合に限定へ」（鈴木利光）[2013 年 12 月 20 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131220_008044.html)

◆ 「証券・保険にも公的資金注入が可能に」（鈴木利光）[2013 年 5 月 20 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130520_007183.html)

¹⁶ ここで譲渡される銀行持株会社の業務に係る動産又は債権（内閣総理大臣が指定するものに限る。）は、差し押さえが禁止される。

が引き続き負担することが想定されている。

④ 銀行持株会社の倒産手続等

③で事業等の譲渡を行った銀行持株会社について、預金保険機構が法的倒産手続開始の申立てを行う。この法的倒産手続は、再生型ではなく、清算型の、いわゆる破産手続である。

この場合、TLAC 債の保有者は、破産法等に従い破産財団の範囲で配当を受けるため、そこで損失を吸収するということになる。

なお、本邦 TLAC 方針では、図表 1 及び上記①から④はあくまでも例示であり、他の措置が適用されることを排除するものではないとしている。例えば、②の段階で、特定第二号措置ではなく、特定第一号措置を講ずることや、主要子会社について「第一号措置」¹⁷を講ずることがあり得るとしている。その場合、TLAC を利用した秩序ある破綻処理は②で終了するということになる。

5. おわりに

以上が、本邦 TLAC 方針の概要である。

当然のことながら、本邦 TLAC 方針は TLAC 最終報告を前提としており、その内容に特段のサプライズはない。強いて気づいた点を挙げるとすれば、内部 TLAC を分配する主要子会社に、海外子会社のみならず、国内に所在する子会社も選定する考えを明らかにしている点である。これにより、本邦 G-SIBs グループ内の預金取扱銀行や証券会社に内部 TLAC が適用される可能性が明確に示されている。

なお、本邦 TLAC 方針には、TLAC 債のリスク・ウェイト¹⁸に関する記述はない。TLAC 保有市中協議文書においてもそうであったことから、そのこと自体に特段の不足感があるわけではない。とはいえ、やはり、TLAC 債への投資を考えている金融機関にとっては、この点が最大の関心事であることから、この不透明感の払拭が市場形成には不可欠となる。そのため、TLAC 保有市中協議文書が最終化される 2016 年中には、TLAC 債のリスク・ウェイトに対する考え方が明らかになるものと思われる。

以上

¹⁷ 預金保険法 102 条 1 項 1 号

¹⁸ 現行規制上、本邦 G-SIBs の TLAC 債のリスク・ウェイトは、標準的手法では 20%になる。以下の大和総研コラムも参照されたい。

◆ 「未だ不透明な TLAC 債のリスク・ウェイト」(鈴木利光) [2016 年 2 月 10 日]
(http://www.dir.co.jp/library/column/20160210_010612.html)